第十六号様式の二十一（衆議院小選挙区選出議員の選挙における通称認定書の様式）（第十二条の二関係）

その一

認定書

何年何月何日公職選挙法施行令第八十八条第八項の規定により申請のあつた通称のことについては、次の呼称は、通称として認定する。

候補者　氏名　ふりがな

呼称　何々　ふりがな

何年何月何日

政党その他の政治団体の名称　代表者の氏名　あて

何選挙長　氏　名　印

その二

認定書

何年何月何日公職選挙法施行令第八十八条第九項において準用する同条第八項の規定により申請のあつた通称のことについては、次の呼称は、通称として認定する。

候補者　氏名　ふりがな

呼称　何々　ふりがな

何年何月何日

何選挙長　氏　名　印

候補者の氏名　あて

備考　様式その一は候補者届出政党の通称認定申請に対する認定の場合の様式であり、様式その二は候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）の通称認定申請に対する認定の場合の様式である。